

# 会 議 録

## 1 会議名

第5回上越市自治基本条例推進市民会議

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 市の取組に関する事項についての協議（公開）
- (2) その他（公開）

## 3 開催日時

平成24年10月24日（水） 午後2時から午後4時まで

## 4 開催場所

上越市役所5階 第3委員会室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員： 今井 不二子、岩井 文弘、海野 泰之、川室 京子、栗田 英明、  
小林 毅夫、小林 美佐子、野島 賢一、増田 和昭、渡邊 隆
- ・事務局： 笹川自治・市民環境部長、自治地域振興課：塚田課長、宮崎副課長、  
足利係長、柳澤主任

## 8 発言の内容

### 【塚田課長】

ただ今から第5回自治基本条例推進市民会議を開会させていただきます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、横山座長が所用によりまして欠席ということで、設置要綱の第5条第4項にのっとりまして座長に代わりまして栗田副座長から会の進行をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

### 【栗田副座長】

皆さん、御苦勞さまです。これから会議に入っていきたいと思ひます。いつも

のとおり2時間程度を予定しておりますので、速やかな進行に御協力をお願いしたいと思います。それでは事務局から本日の資料について説明をお願いします。

**【塚田課長】**

— 資料の説明 —

前回の会議の中でNo.15の御意見、市政モニターアンケートの関係で「回収率がどのくらいか」という御質問がございました。こちらについて御回答申し上げますと、今年の1月に市政モニター448人に対しまして実施したところ、308人から回収できまして回収率が68.8%というふうになっておりますということでございます。以上です。

**【栗田副座長】**

それでは、本日の進め方についてお諮りをしていきたいと思えます。

前回、どこまで進んだかというのは今ほど説明がありました資料の中の協議結果一覧がありますので御確認をいただきたいと思えます。その中で○の付いているものをこれまでやってきたわけですが、最初の段階で○となっていた三つの細目、更に課題調整票の提出によって○となった6項目がありました。終わっているものが備考のところ「第4回会議において協議済」ということで結論を出してございます。今日は、残りの○が付いている細目の中の残りの三つをまずやっていきたいと思えます。その後、最初のとおり△と×については、細目どおりに皆さんの御意見をお聴きしながら進めていきたいと考えております。

前回の資料No.5でありました「市民からの意見募集に寄せられた意見」と「地域協議会等の意見はどうするのか」ということで増田委員からお話がありましたので、今回はそれについてもどこかの時点でと思っておりますが、それについては△×の協議が終わった時点でやるということによろしいでしょうか。

(よしの声)

それらについては、全ての項目が終わった後に意見交換をさせていただきたいと思えます。

それでは、前回の○の残りについて始めさせていただきます。残っているのがNo.13と55の連合体が一つと、No.26とNo.51、52、53を一体にして人材育成ということで、3項目が残っています。

まずNo.26について増田委員から資料の提供の要望がありまして、皆さんのお手元に資料が届いていると思いますが、それを基に増田委員から説明をお願いします。

**【増田委員】**

手元に参考資料ということで配付していただいたのですが、ご覧になった感想を述べていただければよいと思うのですが、特に最近行った第2次環境計画に関しては、全体的に市の回答が意見に対して、真正面から向き合っていないような感触があります。いずれにしても私が言うております言い訳的な部分もありますし、例えば、環境計画の回答の10ページを見ていただくと一番下の「市の考え方」の上から2行目ですが、内容は「環境市民会議で検討したものであり、市民の関心が高い内容が中心となっているため、網羅的な内容とはなっていません」と。本来、意見で指摘している網羅的にすべきではないか、上越市民全体を意識した施策をするべきではないか、ということに対して、環境市民会議で検討したんだというふうに逃げているわけなんです。質問に向き合っていないというのが読み取れます。これは一つの例ですが、総体的にこういう状況がありますので私は実態を踏まえた中で指摘として一部不適切なことが見られるという指摘をしていきたいと考えています。以上です。

**【栗田副座長】**

ありがとうございます。前回のときに今井委員から補足があったように思いますが、よろしいですか。

**【今井委員】**

環境についてのパブリックコメントについてですか。

**【栗田副座長】**

整理表の中のNo.26については、今井委員の意見もあります。

**【今井委員】**

私が言いたかったのは、ほとんどパブリックコメントで意見を出しても、私の出した限りではほとんど採用されていないんです。他のを見ると一部採用とか採用というのもあるのですが、ひがみか分からないのですが、女の人の意見は「まあいいや」という感じなのかなと。私の個人的なひがみかもしれませんが、ほと

んど不採用になってきたんです。反映しませんという感じでした。そういう印象は持っています。「市民の意見を聴くよ」と言っても余り聴いていないんだなという印象を持ちました。

**【栗田副座長】**

事務局は補足ありますか。

**【笹川部長】**

特にはないですが、言い訳かどうかというのは、いろいろコメントがあると思うんです。例えば、環境で言えば、4ページを見ていただきたいのですが、No.12の御意見で「×環境の視点」とありますが、意味がよく分かりませんので説明が必要です。特に×の意味が分かりません」というものへのお答えの中で「×環境の視点」とは…云々。より分かりやすいように17ページから19ページの記載内容を理解しやすくなるよう修正しました」というような言い方をしたり、行革の方の一番最後の17ページの一番最後の御意見「市民の誰もが理解できるよう丁寧な表現で、誰もが理解できるような推進計画としていただきますようお願いします」というような御意見に対して、「丁寧で分かりやすくお答えするよう努めています」というようなお答えをしております。なかなか言葉足らずのところはどうしても出てきてしまうのですが、御理解いただきたいと思うところです。上越市の場合、御意見の反映の仕方が、反映するのは反映するでいいのですが、答えが、例えば反映しなかった意見ということで直接的な答えにするんですね。それはそれでいいのだと思うのですが、例えば他市で熊本の方は、「反映はしないけど参考にする」というような言葉の使い方が、せっかく出してくれた方に対してのまとめとして「反映しなかった」と同じ角度なのかもしれませんが「参考としますよ」ということと、言葉の使い方がちょっと違うのかなと思ひまして、そういう意味では出してくれた方に対する配慮が欠けている部分があるのかなという気が若干いたしました。そここのところは担当課の方に連絡させていただきたいと思ひます。もちろん、女性だからということはないです。以上です。

**【今井委員】**

適切な意見ではなかったということですかね。いずれにしてもほとんど採用されることがないので、そういうふうに思っていました。

**【栗田副座長】**

事務局若しくは今の意見について質問がありましたらお願いします。その後、結論を出していきたいと思います。質問はございますか。

**【小林（毅）委員】**

送っていただいた資料を見たのですが、「1人1団体」ということは、これだけの膨大な量を一人の人が質問をして、これだけの量を答えたという結果なのかどうかというのが一つ。これだけのものに対して一人しかいなかったというのは逆に残念なことだし、パブリックコメントの在り方自体がもっと広く意見を求める方法はないのかとか。一人の人が50何件もされたら膨大な量となり、課がこれに対応をしていくということだと事務量の問題とか、集約して意見をその方個人に対して回答していくことがあっても、こういう作業がいるのかどうか。その辺のことについてお聞きしたいと思うのですが。

**【岩井委員】**

関連なのですが、いいですか。

**【栗田副座長】**

いいです。

**【岩井委員】**

今の1人1団体というのですが、これは行政改革の方ですよ。ここのものも取り込めたら随分あると思うんです。平均してどの程度の方が、一人とか二人とか三人とか、その辺の数字を平均したらどんなものなのか。そこら辺のところがお分かりでしたら教えてください。

**【笹川部長】**

半年に一度、広報にもパブリックコメントの運用状況というのをお知らせしていきまして、5月15日号、10月15日号で、前の半年ということで半年ごとに結果を出させていただいています。その中で例えば、5月15日号ですと今年の10月から今年の3月末までの案件ですが、7件のパブリックコメントがあっても意見が出てきていないのは3件。4件については出てきています。そのうちの1件が行革ですので1人と1団体。その他、第3次人権総合計画は1人で1件、新クリーンセンター施設整備については、5件で内訳は2人で2団体。第5期介護

保険・第6期高齢者福祉計画については、14件、3人で1団体という形です。ないのもありますし、出てきているのは結構出てきてる。ただ、個人でというのは余りないです。

**【小林（毅）委員】**

この回答は、その人本人が分かるだけですか。もちろん市役所に見に来れば置いてあるのだろうけど…

**【足利係長】**

ホームページで出しています。

**【海野委員】**

そもそも論になってしまうのかもしれませんが、パブリックコメントの存在もあまり知らなかった状況ですが、パブリックコメントが募集される事案というのが、正直言って我々一般的な個人には考えにくい。勝手な意見はいろいろ言えると思うのですが、ある程度、良識を持って答えようとしたときに割と難しすぎる。どういう基準でパブリックコメントを募集するのかしないのか、という判断基準が分からないのですが、例えば、行政改革推進計画なのか環境計画なのか、中でもちょっと高度な案件が多いんじゃないかな。例えば、私の近所でたまたま学校の統廃合とかの問題が持ち上がっているのですが、そういうものというのは、ある程度、地域を限定しちゃうかもしれないですが、しいて言えば上越市の中では学校の人数のバランスが悪いという問題はずっと過去数年持ち上がっている話ですが、そういう意味では広く市民にも意見を求めてもいいような案件かなとも思うのですが、そういうことになってくると一般住民もパブリックコメントの意見があるというのであれば、どんどん書いてみたいとかというふうに積極的な参加、それが反映されるかどうかは別のものですが、参加につながっていると思うのですが、パブリックコメントとして市民の意見を受けますよとするときに、何についてやるかというのの選択をどういう基準で行われていて、今回も1人1団体と寄せられた意見となっていますが、どれくらいの規模の人に対してサンプリングしてるか分からないのですが、無作為にやった場合に高度過ぎて意見を書けないとか、感想を持たないというのか、リアルに感じられないというか、そこら辺のかい離というのが、ある程度、専門的知識を持った人はいいいですが、一般的なもの

のに条例の中でやっていることであれば理解しやすいところで寄せていくような取捨選択の仕方もあるのかなと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

#### 【足利係長】

パブリックコメントを行う中身がどうやって決まってくるのかということですが、この自治基本条例を作るときにパブリックコメントについては条例化を図ったということで条例に事細かに「こういうことについてはパブリックコメントをしなければならない」ということを規定しています。例えば基本計画、基本的な計画とか指針などを作るものであるとか、公共の利用に供する施設に関する構想または計画についてはパブリックコメントをしないといけない、ということによって決まっております。自治基本条例ができる前までは、要綱というものでパブリックコメントをやっていたのですが、その頃の要綱というのは市の内部的なものなので恣意的にやる、やらないというのが出てくる可能性があるということできちんと条例化を図って、どういうものが必ずパブコメをしなければならないかということを決めたということでございます。

#### 【海野委員】

例えば、基本条例の中では、市民との協働とか、要は一緒にやっていきたいと思いますということをお願いしているのですが、これはパブリックコメントをして意見を募集してほしいという提案ができるシステムというものはあるのですか。行政側から「これは意見を募集します」というのが配られてきて、返すという。ある市民から、これはパブリックコメントを要請しますというわけではないのですが、そういうシステムというものはあるのですか。そうでないと参加というのは一方的に議題を与えられるだけが参加ではなくて、こちらからも発信できない。発信という提案できないと参加の積極性につながらないのではないかと感じているのですが。

#### 【増田委員】

パブコメ条例の中ではその規定はありません。市民からこれをパブコメかけてくださいという手続はありません。なぜないかというと、今言ったように全市的なものにはパブコメをかけようということになっているのですが、地域が限定されているものにパブコメをかけることについては必ずしも正解だと言いきれ

ないという部分があって、その道はとってないというのが実態です。

**【海野委員】**

そうなのですが、その判断を、こちらで提出したから絶対パブリックコメントを出してほしいということではなくて、パブリックコメントを実施してほしいという案を出して、それがどこかの然るべき委員会とか何とかで「これはパブリックコメントとして募集しましょう」とかという判断をするというシステム。

**【増田委員】**

その道はないです。正確に言うと今は作ってはありません。

**【海野委員】**

というのはどういうものなのかなと思います。

**【増田委員】**

非常に判断が分かれるところなので、場合によってはそういう道も一つはあってはいいのではという気持ちはします。そうすればパブコメ条例を一部修正すれば、この道はできるわけですから、あった方がいい気がします。

小林毅夫委員がおっしゃったように、検証結果では541件の意見が寄せられていますと言われたのですが、おっしゃられたとおり一人とか1団体で20件、30件とやたら件数がすごく一杯のように見えるのですが、実際はほとんど市民参画はないということ、しっかり見据えないと、それでパブコメを書いたから市民の了解を得たと進んでしまうのでいいのかという、そういう問題をこの中に含んでいると思いますので、それも含めて何らかの格好で委員会としてはコメントを書く必要があるのではないかなと思っております。

もう一つは、環境のところの資料のところを見ていただくと検証と評価という欄を見ますと、検証の表現とか評価の表現になっていないんです。それで検証と、評価と言っているのはいかななものか、という感じがするんです。それから、根拠ということで、資料編に根拠を示してありますというふうに書いてあるのですが、必ずしも懇切丁寧に根拠は書いてないということもありますので、その点からも回答に対してかなり抜けているんじゃないかなという感じがします。

三点目ですが、見ていただいて分かるとおりに、分かりにくいから分かりやすく書いてくださいというふうに書いたのですが、それはこういうことですよと、そ



の人に説明して、それで終わりなんです。〇〇計画というのは、市民みんなが分かりやすいものを作らなければいけない。条例もそうですが、その精神がないから、要するに行政の事業運営の指針として〇〇計画を作って「はい、作りました」と言っているのです、先ほど海野委員がおっしゃったときに、それを読んだときにほとんどの市民が分からない。市民が分からないものを行政が納得して作って出してパブコメにかけました。これでパブコメ通りましたって出して、それでよいのかと。それは形式的なものになっちゃうんです。そういうことを踏まえて何らかの文言で指摘をしておく必要があるのではないかなと思っております。

**【栗田副座長】**

それでは、質問は終わりにして意見交換に入りたいと思います。すでに増田委員からは意見が出ました。

**【海野委員】**

増田委員の言われたとおりで正直言って、要は距離が遠いと。行政と住民との。結局いろんな日本的なシステムの中でみんなそうなんです、お役所と言ってしまえばそうだし、会社の中でも管理職と現場の者との兼ね合いというのがあるのですが、そういうところの意識というのが行政側、市役所の中で働く人たちの意識と住民の意識との中で考えていることは似たような感じでも、こう言えば分かるだろうと。市の文章を読んでも書いている人は分かるけど伝わらないとかというのがあって、それは距離が遠いなあと思っているんです。そういう意味で意見票として出させてもらった。「公務員の規定」とか「全体の奉仕者」とかというような感じで定義しているところからして、確かにそうなんでしょうけど、それをもうちょっと協働とかに下ろしてくるには、表現自体も変えていってその上で基本条例がやはり、市政運営というのは行政に関わる人たちの基本、もちろん住民の基本でもあるのでしょくけども、行政に関わる人たちの基本ですから、その言葉を「もっと一緒にやってみましょう」と。簡単に言えば「やっています」的な砕けた言い方を浸透させることが大切だと思うんです。そういう意味で私は、この前「奉仕者」という言葉はどうかなというのを述べさせてもらったのですが、まさしく増田委員の言われていることで距離の遠さというのを感じるのです、基本条例を見直すという意味で、この基本条例は、そこから意識付けの基本になるも

のだと思うので、何か良い表現とか付け加える部分がないかなと感じました。結局、よく言われるのが〇〇県ではこういふうにやっています。例えば、〇〇県の市議会がこういふうにやっています、とかそういうことではなくて、上越市として何をするかであって、どこかがこうやっているから同じように書きましたという意識では、全然距離感というのは縮まらない。私たちがどこかの県に住んでいるわけではなくて、ここに住んでいるので、そういう意識を持ってもらいたいし、盛り込んでももらいたい。そうでないと形式的にならざるを得ないのかなと思います。

#### 【小林（毅）委員】

私も行政にいた人間ですが、退職して一般市民になってみると、この計画自体がものすごい難しい言葉を使って、こんなことまで書かなくてもいいんじゃないかということがある。しかし、市としては方向を決めておかなければならないものです。考えるとパブリックコメントというけれど、市民と遠いというお話がありました。遠くてもいいけど決めて議論しておくということが、専門的な意見を持った人が議論をしてホームページで公開すれば、それでいいものはそれでいいと。この一人の団体の人がかなり専門家の方が専門的な意見で言ってくれているのだから貴重なものとして留め、市民にこれはこれとして公開する。その中でももっと近くの人がいろいろ議論を聞きたい、そういうテーマについては、もっと優しくして、いろんな人がコメントしやすいようなレベルで公表して多くの人に意見をもらう。2人くらいしか意見が来なければ、もっと意見がほしいんですよ、と言って再度やるとか、あるいは団体に指定してパブコメの答えをもらうとか、そういうテーマ分けも含めて、専門的なものは専門的で思いきって議論する場があっていいと思う。しかし、一般市民にはもっと分かってほしいし、コメントももらいたいというものの区分けとか区分するというのがいいのかなと思いました。

#### 【今井委員】

一般の方は、パブリックコメントといっても何のことか分からないと思うんです。はっきり言って。それをもう少し、もっと市民に浸透していただけるようなPRといったらおかしいのですが、すごく大事なことから、市民の大勢の人が

らいろいろな意見を聴く。そして聴いた意見は謙虚に「こんなのはどうかな」というのではなくて、先ほどおっしゃったみたいに「参考にさせていただきます」みたいな謙虚な気持ちがあるといいのですが、「駄目」みたいなことをやるのではなくて。そうやると出した人は「もう2度と出すか」と思ってしまうので、もう少しその辺の配慮をして、もっと市民に分かるように宣伝をするというか、地域協議会委員辺りにもっと分かってほしいので、こういうこともたまには勉強してもらう様な機会を是非作ってほしいです。地域協議委員の中でも知らない人も多分いるんじゃないかと思うんです。まず、その辺から分かっていただく努力をしていただきたいと思います。

#### 【栗田副座長】

副座長としてではなくて、委員として意見を述べさせていただきます。

私は、パブリックコメントの公表の段階が、条例に載っているこの段階ではなくて、もう少し早い段階、要するに立案の段階で「今度こういうのが…」というものを皆さんに募集するのではないと、でき上がってきた計画案そのものとか条例案そのものを諮っていくと、でき上がっているものに対して意見を言うわけですから、ほとんどのパブリックコメントの意見を見ていると、記載の仕方が悪いとか、それがよく分からないという方が中心になっているじゃないですか。文章の方がどうだというのではなくて、例えば環境だったら「環境についてこうしたいんだ」とか「行政改革はこうあるべきだ」という意見を募集するのではないと、書いてあることについてゴチャゴチャ言ったって、それこそ言い訳になったり、「ここに書いてあります」となったりしてしまうので募集するのはもう少し早い段階でなくてはならないんじゃないかというのがあります。

それから条例の案を公表するということになっていて、例えば募集をして、市民から意見が出て、それにのっとって反映をしますという条例案について反映をされたものがその後に議会にかけられて、議会は「その意見は分かりますが、パブリックコメントでこうやって市民の意見があって、これについてこうやって反映をさせたんです」と言ってしまうと議会というのは逆にいうと、それ以上の抵抗ができない場所なんです。市民がこうしろと言われる部分が一番苦手な部分ですから、条例案としたものを反映しました、反映しません、というのは既におか

しいだろうと。条例案は議会にかけの話であって、市民にかけの話ではないんだということだと思っていますので、その前の段階で市民の意見は聴いていかなくはないんじゃないかというふうに思っています。それが私の意見です。

それでは、これについて他に意見がないようでしたら、協議結果パターンに沿って皆さんの判断をいただきたいと思います。前回と同じようにこれについては、条例若しくは逐条解説を修正をしていくということと、この会の意見書として指摘をしていくということと、このまま報告をしていくということの三つのパターンがありますが、三つの中でどれを選ぶかということで皆さんに判断をいただきたいと思います。

まず、改正・修正等が必要であると思われる方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

意見書として、何らかの形でまとめて出した方がいいという方は挙手をお願いします。

(6人の挙手)

6名ということで、今回の半数になっていますので意見書として指摘をしていくということにしたいと思います。内容については、後日、事務局からまとめたものを提出していただいて、それについてもう一度協議をするということで進めさせていただきます。

次の項目に進ませていただきます。前回、海野委員が欠席ということでNo.13とNo.55を合体したのですが、No.13について協議をしていきたいと思います。まずNo.13について海野委員の方で補足説明がございましたらお願いします。

#### 【海野委員】

幸い〇で挙げてもらってありがたく思うのですが、意図するところは、私が言っていたところであって、条例もそうですし、パブリックコメントもそうですし、なかなか認知度が低い。市としては広報に載せてあります、ホームページに載せてあります、どこかの総合庁舎に置いてあります。それは手段としては間違っていないと思いますが、それで終わってしまっていて認知度が低い。要は、私たちが自分から進んでそれを見に行こうとする機会が少ないわけです。毎日、上越市のホームページ見ているわけでもないですし、広報は来ていればチラッと見ます

が、深く読む部分とそうでない部分があるのが現実だと思います。何を浸透させればいいのかというのは、子供がこんなことを聞いてきたよということが広く家庭に広まりやすいと思うんです。自分たちは知らないけれど子供が基本条例というようなことを習った、若しくはそういう講演会がありますのでPTAの方々参加してください、と。初めてそういうものがある、そういうものが目に留まるのではないかという思いで書かせてもらいました。

**【栗田副座長】**

同じようなことがNo.55にもありましたので私の方の補足ですが、ここに書いてあるのと同じですので、通常、日本国の憲法については、学校でもきちんと勉強していると思いますが、自治体の憲法と言われている条例ですので、自治基本条例については、小中学校でも学ぶ時間を入れてもらいたいのを今回は教育委員会の方にも、この会として提案をしていくべきではないかというようなことを書いたつもりであります。

事務局は補足説明ありますか。

**【塚田課長】**

ありません。

**【栗田副座長】**

それでは、事務局の意見に対する考え方と海野委員と私の意見に対して質問がありましたらお願いします。

質問がないようでしたら意見交換を始めたいと思います。

**【海野委員】**

学校にそういう説明をするということをやろうとした場合に法律上とっては変ですが、障害というのはあるのでしょうか。

**【渡邊委員】**

学校のカリキュラムに対して、要求するということは結構難しいことですよ。特に義務教育は。どういう形であるかということは考えなくてはいけません。ここで決めたからどうかではなくて、そういう方向もあるよと。普及していく方向だよというのは分かるけど、ここで決めてもどうしようもないと思います。

**【海野委員】**

それは、行政とか…

**【渡邊委員】**

教育は独立していますから。行政と一緒にしたら大変じゃないですか。私たちは、この条例はすごく良い条例だと思っているけど、とんでもない条例を義務教育で教えるなんて大変でしょ。

**【海野委員】**

それはそうですね。

**【渡邊委員】**

そういうことはしちゃいけないんです。三権が分立しているのと同じように。市の行政の中でも教育長は違うでしょ。市長の任期とは違うでしょ。任期が違うということは別だということ。そういうことですから教育のところにどう関わるかということは、こちらの意見としては基本はあっても「こうしてください」というのはなかなか言いにくい。元教育長がいるので聞いてみてください。

**【小林（毅）委員】**

教育内容として、規定されているものの中にこれを入れる部分があるかどうかということが、まずありますよね。「憲法と同様に」とありますから憲法学習と地方自治の学習のところに6年生と中学3年生になりますかね。そこに項目的には加えられるかどうかということですから、要望を出して教育委員会にこの会として要望を出すことは十分良いと思いますし、検討するのは、教育委員会や各学校がそれを決めていきますから要望を出すことにはそれで良いと思いますが、「やりなさい」と言われれば「それはできない」となる。そういう意味で正規の教材の中に入れて、きちんととなると難しい部分があったり、時間的に入るかどうかという問題があります。そうすると、他の時間、例えば子どもの権利条例等も市で子供に教えるようにとお願いで入ってきていると思います。ここにありますように岩井委員が御指摘をされている「こども広報」に載せて話題にしてもらうとか、朝のニュースの会の際に教師と子供たちが話し合いをすることか、いろんな方法がありますから、本来「ここに入れなさい」という指摘はできないにしても、私たちのまちの様子を教える。憲法に代わる条例があるんだということをお子たちに知らせていく手段、方法はあると思います。

**【海野委員】**

随分お話が分かりました。授業の一環としてやっていく…私の自分の中で納得しているけど伝わっていない部分なのですが、授業の一環としてというふうには思っていないくて、小林毅夫委員や渡邊委員が言われたような感じで広げて普及させていく。ましてや条例が新しくできたから、それをやってくれということではなくて基本条例ということの存在と意味合いというのが、これに参加したときから皆さんが憲法であるという感じでおっしゃっていることは本当に基本なものだから、それくらいはまず、あるということの紹介、その程度の普及の努力というのはあってもいいかなという程度の思いです。

**【栗田副座長】**

他にこの件に関して意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。それでは判断をしたいと思います。三つの中から選んでいただきたいと思います。

条例改正・修正が必要であると思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

何らかの意見を意見書としてするべきだと思われる方は挙手をお願いします。

(3人の挙手)

残りの方は、このまま整理表の添付ということでよろしいということでもよろしいでしょうか。

(よしの声)

これについては、整理表の添付ということで決定しました。

○の最後、No.5 1、5 2、5 3の人材育成についての3 6条について、これは細目ではなくて3 6条全体の話で詰めていくということで考えていきたいと思えます。No.5 2、5 3は、今井委員ですが、補足がありましたらお願いします。

**【今井委員】**

特にありません。

**【栗田副座長】**

No.5 1は、私の方から補足ということでもないのですが、報告書を見ると「まちづくり市民大学」「地域協議会」「その他」と書いてありますが、それぞれが

36条で言っている体系的な育成には合致をしていないというのが現実ではないかと思っているのですが、今までの議論の中でもあったと思うのですが、市民の人材育成、リーダーも含めて、それらの育成は急務であると思っていますから、それを体系的にとわれている限りは、最優先で取り組むべきだということで、意見書を皆さんで出せばなと私は思っています。以上です。

ここについて事務局から補足はありますか。

【塚田課長】

ありません。

【栗田副座長】

ここについての質問がありましたらお願いします。

(なしの声)

では、ここについての意見交換に入りたいと思います。意見のある方はお願いします。

(なしの声)

では、判断に入りたいと思います。一つ目は、条例改正・修正等が必要だと思われる方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

意見書としての提出で考えていくべきだという方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

ということで、これも意見整理表を添付して提出ということで処理をします。

ここまでで○若しくは○扱いということで出たものは全て終了となります。

続いて、×と△についてですが、これもできるだけまとめながら、細目ごとにやれるものは細目ごとに、項目ごとにやれるものは項目ごとにいきたいと思っています。×と△をここでは分けずに進みますので、進め方の中で前回お話をしたとおり×のものについてもとりあえず意見を出された委員の方の補足説明をお聞きしながら判断をすることでお話をさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。△になっているものについては、○にするのか×にするのかということで分けることになると思いますが、それらも含めて、まずは補足説明をいただくということでNo.10から順番にいきたいと思っています。小林美佐子委



員から補足説明がありましたらお願いします。

【小林（美）委員】

特別ありません。

【栗田副座長】

事務局は、いかがですか。

【塚田課長】

ありません。

【栗田副座長】

それでは、質問も意見も含めて皆さんのお話をいただきたいと思います。

特にないようですか。

ないようでしたら、結果パターンの方に入りたいと思います。これについては×ですので意見書に載せるのか、このまま意見整理表として提出するのかという二つのパターンになります。まず意見書に載せるということで賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

ありませんので、このまま意見整理表として添付をするということで処理をしたいと思います。

No.1 1については、横山委員がいませんので次回に回します。

No.1 2は、岩井委員から補足がありましたらお願いします。

【岩井委員】

ここに書いてあるとおりなのですが、とにかく認知度を高めていかななくてはならないということは確かだろうと思います。どういう方法が一番効果的なのかということですが、私も随分歳をくってきてパソコンを使って何かを調べるとかというのが苦手なもので、できれば紙面を利用したものを積極的に市の方から出していただければ、広報を中心とした紙面を使った宣伝というか広報をやっただけであればということです。

【栗田副座長】

分かりました。質問や意見のある方はお願いします。

よろしいでしょうか。

これについて結果を協議していきたいと思います。意見書として何らかの指摘をするということに賛成の方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

それでは、このまま整理表を添付するというごことをお願いします。

次は、No.14で小林委員、補足がありましたらお願いします。

**【小林（毅）委員】**

補足ではないのですが、何か市民がこのことを実感できるような事例を掲げて取り組めないかと思ったんです。何か大きな問題が起きて市民が住民投票をしなければならないような問題を意図的に起こすというのは無理なわけですから、こんな機会があったらと。そこまで待っててもしょうがないのかなと思ったり。今回、高田地区の地域協議会と町内会長の会があったというふうに今日の新聞に出ていましたが、そんな事例を、例えば、もっと分かりやすく説明して、どんなことが取り上げられてるか。地域協議会ではこんなことが話題になって、町内会長さんはどんなことを思っていたのかとか、そういう機会を見つけてやっていくように市の方で、市民もそうでしょうけど、そんな場があったらみんなで思い切って取り上げていって話題にすることが必要ではないか。そんなことです。意図的に作るにはわざわざそんなことする必要がないということだろうと思うのですが、そういう機会があれば、意識が向上するのではないかと。とりわけ旧上越市においては、ということですね。

**【栗田副座長】**

皆さんの質問や意見をお聴きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ないようでしたら、結果の方にいきたいと思います。これについては、条例の改正・修正、意見書、意見整理表という3つのパターンの中から皆さんのお考えをお示ししていただきたいと思います。

まず条例の改正・修正が必要だと思われる方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらない。

では、意見書に指摘事項として意見をまとめた方がよいという方はいらっしゃいますか。

(1人の挙手)

それでは、このまま整理表を添付して処理したいと思います。

次は、No.16、17の情報共有についてですが、ともに△になっていますが、16、17を合わせて増田委員から補足説明がありましたらお願いします。

**【増田委員】**

市民会議などで論議をしたいと書きましたが、いろんな方法について意見交換ができればよいと考えておりましたが、今の整理上、意見交換どうこうという問題ではなく、具体的に何をどうしていくかということを経続的に考えていければよいということで、意見に対する考え方もそのように継続していく必要があるというふうに必要性があるということは認められますので、何らかの格好で継続ができればよいというふうに思っていますので、私としては特段意見書を出すほどのものではないなと思っています。以上です。

**【栗田副座長】**

増田委員からこれについては条例の改正とか意見書ではなくていいという意見がありますが、皆さんの方で御意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

これについて提案者の増田委員から報告がありましたとおりのまま整理表で出すということにします。

続きましてNo.18の広報上越について岩井委員から補足説明があればお願いします。

**【岩井委員】**

先ほどの内容とダブるのですが、市民に知らせて、市民に分かるように知らせるためには、ホームページよりも広報を使った方がよいのではないかというのが私の意見です。歳をとった人はあまりホームページを見ないのではないかというのが私の意見で、そういう見方で広報を利用していただければという意見です。

**【栗田副座長】**

これについて、皆さんのお考えがあればお願いします。

**【増田委員】**

最近、行政の傾向として、まず第一声がホームページなんです。ただホームページを、どれだけパソコンを持っている人がいるのか。ホームページというの

は自分で見に行かないと情報を摂取できないです。わざわざ市のホームページまで見に行く人が沢山いるかと考えたときに、行政はホームページに載せたらいいと考えてしまうのですが、決してそんなものではないというふうに思いますので、そこのところをはっきりと考え方を改めてほしい。本当にごく一部の市政に関心を持っている人たちが行政のホームページを見に来る。その人たちには伝わっているかもしれないが他の人には全然伝わっていないというすれ違いがありますので、意見書にするまでもないと思いますが、重要な意見として行政の中でも改めてもらいたいと思います。

**【栗田副座長】**

他に意見はありませんか。

No.18について、意見書の提出が必要と思われる方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

それでは、このまま整理表という形にしたいと思います。

No.19、同じく岩井委員をお願いします。

**【岩井委員】**

情報提供の量の件ですが、私は個人的に行政側から市民への情報というのが市民から行政へというよりもずっと多いと思っていたのですが、認識が違っていたような気がいたします。

でも、多分行政の方から市民への情報提供の方が多いのではないかなと思う。それを均衡にとか同じくらいにとかいうふうにした方が、それくらいになるように努力した方がいいのではないだろうかと思っております。以上です。

**【栗田副座長】**

皆さんの意見を伺いたいと思います。

**【増田委員】**

ツールはご存じのとおりしっかり揃っているんです。議会も行政も全て意見の声を聴く耳は完全に整っているんです。それを市民が知らない場合もあるし、受用しない場合もあるということで、これはどちらかという市民側に問題がありそうなのですが、整っていることさえも市民は知らないというのは、やはり市民力は手一杯なのかなというふうに思いますので、当然意見書にはならないのです。

が、市民力が低い、意見が来ないから「それでいいや」とそれでよしとしていいのかという問題が残りますので、それだけ指摘をしたいと思います。

**【栗田副座長】**

他にございませんか。

では、No.19に対して意見書の提出を考えた方がよいという方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

これについても、このまま整理表という形にしたいと思います。

続きまして、No.21、22を一括でやりたいと思います。No.21、No.22-1が増田委員、No.22-2は横山委員ですが、いませんで一括して増田委員から補足説明をお願いしたいと思います。

**【増田委員】**

先ほどの情報共有と同じことですが、やり方について工夫が必要だということでも市民会議で論議をしたいと思って意見をさせていただきました。先ほどと同じ理由でありまして、やり方について意見書ということではなくて、いろんなところで意見交換ができて工夫ができれば、それはそれで進んでいくんだろうと思われまますので、本委員会の中では、そういう時間がなかなか取れないことから報告に留めることでよいと思っております。

**【栗田副座長】**

皆さんの御意見を伺いたいと思います。

よろしいですか。

これについても△であります。増田委員からこのまま報告ということでありました。それでいいでしょうか。

(よしの声)

整理表で報告ということにさせていただきます。

続きましてNo.30の人材育成について岩井委員からお願いします。

**【岩井委員】**

そこに書いてあるとおりです。

**【栗田副座長】**

これについて御意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

意見書の提出ということでお考えの方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

このまま整理表という形にしたいと思います。

No.3 1の少子化対策について岩井委員からお願いします。

**【岩井委員】**

少子化対策は非常に難しい問題なのですが、何といたっても人口というか人間が揃わないと市政運営に支障を来すわけですので、何としてでも若い人を増やしていかなければならないというのが私の意見でございます。

**【栗田副座長】**

御意見のある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。

これについて意見書の提出ということでお考えの方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

これも意見整理表の提出ということで報告したいと思います。

次、No.3 5の人権について岩井委員をお願いします。

**【岩井委員】**

書いてあるとおりです。

**【栗田副座長】**

御意見をお伺いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

意見書の提出をお考えの方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

**【川室委員】**

すみません。人権のところ、視点の中に外国人市民というのが、たぶん入っていないと思うんです。差別・偏見というものの対象とするものの中に外国人市民というのが入っていないと思うのですが、こういう時代で外国人で市税をちゃんと納めて経済活動をされている外国人も沢山いらっしゃるわけですので、そう

いう人たちに対する配慮というものもどこかでされるといいかなというふうに思っております。そういう意見がどこかに届けばいいなと思います。

【栗田副座長】

ここについては、意見書として提出ということでは、皆さんお考えでしょうか。

【小林（毅）委員】

岩井委員のところに今の文案を付け足して、2名にするとか。この文を書き換えるということは考えられますね。

【栗田副座長】

事務局、それは可能ですか。

【足利係長】

今の川室委員の意見として1行追加して、意見があったような形で追加するよ  
うな形で考えたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【栗田副座長】

追加可能ということですね。

【足利係長】

はい。そう言った形で対応したいと思います。

【栗田副座長】

川室委員、それでよろしいでしょうか。

【川室委員】

はい。結構です。

【栗田副座長】

そういうことで対応していきたいと思います。

続きまして、No.36 非核平和への寄与について、今井委員お願いします。

【今井委員】

そこに「有効に活用していきたい」と書いてあって、それはありがたいことな  
のですが、妙高市と上越市ではかなり規模が違うので実現は不可能かなと思うの  
ですが、妙高市では実際に公園に行って、そこで学習をしているんです。妙高市  
の場合は、そんなに沢山の子ども数ではないので可能なのでそうやってやっている  
のだと思うのですが、先ほどのお話を聞くと学校教育の中にそれを取り入れる

のは非常に難しいというようなお話があったのですが、あそこは市の方の方がバスで連れて来て、そこで学習しているんです。ただ教室の中でいろいろなお話を聞くというより、あそこの所に立って、そこで実際に起こったことを思い浮かべながら聞くというのが、最も有効な手段だと思うんです。平和ということに対しての、平和の一端として、公園にあったことは事実そういうことがあったということを知ることが非常に大事なことで、その辺、非常に難しいことだと思うのですが、できれば実際の場所を見たり、今現在、公園になっているところに「昔こういう所があったんだよ」「戦争中、こういうのがあったんだよ」ということを肌で感じていただくという教育の方が、より有効なのかなと思ったので書かせてもらいました。

**【栗田副座長】**

この項目につきまして、御意見のある方はお願いします。

**【小林（毅）委員】**

これについて意見と考え方で書かれているとおりでと思います。かなり市でも積極的に取り上げておりますし、先ほどのように対象地区でこれを取り上げるのが良い場合もありますし、名立の人たちの場合には、機雷の爆発の例を取り上げて非核平和をやっている場合もありますから、この指摘も指摘でごもつともですし、これを受けて実際にやっているという回答のおりでと思います。

**【今井委員】**

回答のおりなのですが、先ほど言ったように私の言っていることが非常に難しいことかもしれませんが、上越市の場合は、学校の各教室でやっています。全部となるとどれくらいの規模になるか分かりませんが、そこに来て実際にその場所を見るような指導も付け加えてほしいです。もし不可能であればですよ、子供さんたちをみんな連れて来て、そんなことは不可能だということであれば、是非その話を聞いたあと、その公園に訪れて実際にそこに立ってみてくださいというような付け加えをしていただきたいと思いますと思うんです。

**【小林（毅）委員】**

ですから、御指摘のおりでと思います。全てにやれとは言えないので、こういう御指摘をいただいて、学校が判断することだということです。もっと他のと



ころを重点をかけて、他を見学に行って、修学旅行で広島の学習を取り入れるとかという形で取り入れているところもありますから、それぞれの学校のやり方でするので、御指摘は御指摘で是非見てほしいという指摘をここにいただくというのは結構いいと思います。

**【今井委員】**

実際に地元でそういうがあるので、どこかまで行かなくてもいいわけです。歩いても行ける距離にあるわけですから、是非そうやっていただきたいという思いで書きました。

**【栗田副座長】**

ありがとうございました。他に御意見ございませんか。

よろしいですか。

今のお話も含めて意見書を提出した方がいいと思われる方は挙手をお願いします。

(1人の挙手)

それでは、このまま報告をしていきたいと思います。

次が、No.37ごみ憲章について、今井委員をお願いします。

**【今井委員】**

ここに書いてあるとおりです。

**【栗田副座長】**

これについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、意見書の提出について伺いたいと思います。いかがでしょうか。

ないようですので整理表のまま添付をするということで決定したいと思います。

次にNo.38、39ですが、それぞれ枝番が付いておりますので増田委員と今井委員からそれぞれ補足説明をいただきたいと思いますが、増田委員については、No.38-1、39-2を含めてお願いしたいと思います。

**【増田委員】**

No.38のところに書きましたように審議会等において「5つまで、再任回数を1回までとし」と決めておるとありますが、これは大綱で決まっているはずなん

です。大綱というのは、先ほど説明がありました行政の中で決めたことなので果たしてこれでいいのか、どうなのか。やはりどこかで論議をする必要があるというふうに思います。

それから、有識者の方にはこの原則が適用されないのですが、何とかの会の代表も有識者と出てくるのですが、いつも代表が出てくると代表は2期も3期も4期もやっているということになる。ところがその会のことを一番よく知っている人は代表だけじゃなくて、副代表もいれば、事務局長もいるわけなので、そういうことから考えるとここら辺を見直す必要があるというふうに思います。ある会の代表の人が一人で10個も審議会に出ていますと、その人の色がすごく濃くなっている。逆に言うとその人たちがその委員会の中で半数以上占めたときは特定の人たちだけの委員会になってしまうおそれがあると考えたときに、このところは市民の公募の「5つまで、再任回数を1回までとし」ということと、有識者のこの辺についての基本的には「数の制限なし、再任回数制限なし」ということをどこかで一度検証する必要があるのではないかと思います。これは委員公募のところでは指摘事項になっておりますが、それと併せて論議していただければ意見書として出していただければいいなと思っております。

**【渡邊委員】**

質問をお願いします。

事務局は今の指摘のことを検討したことはないのですか。検討した結果の話でしよ。

**【足利係長】**

審議会等の基準というのを作ってまして。

**【渡邊委員】**

例えば、どういふのですか。これだからこういう基準を出しているんだというものを出示してみてください。それだと増田委員は納得いかない。

**【増田委員】**

検討をして、もう大綱になっているんです。この指摘を受けて改めて検討したことはないんです。

**【渡邊委員】**

再検討ということですね。

【増田委員】

そういうことです。

【渡邊委員】

やたらには決めてないと思う。馬鹿みたいのが集まってやっているわけではないから。だから再検討の結果、余り良い状況になっていないから検討してくれということですね。

【増田委員】

そういうことです。

【栗田副座長】

それでは、今井委員から補足をお願いします。

【今井委員】

ここに「適宜必要な見直しを行っていきます」とありますが、「適宜」というのはどういう意味合いなのか事務局にお聞かせいただきたいです。

【足利係長】

これは担当している部署がこのように言ったものですので、そのとおりにやっていくという意思表示だと思います。

【岩井委員】

私も委員会とか審議会の委員をやってきて、かつて有識者の方が必ず入っていらっしゃるのですが、たまたまその方が非常にお忙しい方だったのかどうか分かりませんが、最初の会議に1回出て来られて、その後、全然出て来れないんです。そういうことがあって、やはり人選というのは出て来ていただいて意見なりを教えていただくことを言っていたのなら、それはそれでよいのですが、参加するということが、まず大事だろうと思うんです。そういう意味で再検討が必要かなと思います。

【栗田副座長】

他に意見のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、先ほどの増田委員からのお話であったものは、第4回会議で行ったNo.23から25の委員公募がありました。そこは意見書を何らかの形でまとめ

て提出ということになっていると思いますが、それに含めてこれも協議をしながら意見書に加えていったらどうかという提案ですよ。

**【増田委員】**

そうです。

**【栗田副座長】**

この前、小林毅夫委員のお話の中にもこのような内容も含まれていましたよね。この前のと分けて協議をしてもらっていますが、これらも含めて意見書をもう一度協議をするということでもとめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(よしの声)

中身はどうかは、後日になりますが、これについては、委員公募と一緒にもう一度どこかでまとめていきたいというふうに結論付けたいと思います。

次は、No.4 3 上越地域防災計画について、野島委員から補足説明があればお願いします。

**【野島委員】**

先回、ここに出しましたものについて、趣旨はこれでいいのですが、言いそびれたことがあるものですので補足させていただきます。

上越として各町内や職場に防災士を置くようにということで助成金を出して資格を取らせているんですね。ところが町内によっては、逆にいうと多くの町内がその資格を受けていないところが多いんです。いま、防災訓練をやるといっても市がどういう形でどういう方法でということが防災士とか町内会に協議をされていなくて、防災訓練をやるということになっています。実は、21日の日曜日に有田地区で3年目の防災訓練を行ったのですが、これが全くセレモニー化されちゃって、これで本当に避難できるのかということのを常々考えさせられるんです。この辺をもっと市がせっかく助成金を出して防災士を育成しているのですから、今年で打ち切るような話ですが、防災士がないところでは、早ければ義務的にやるのが望ましいとか、そういうような形で指導していただければ大変ありがたいなと思っております。

二つ目の提案をした中で、昨年、大雨が降って関川、保倉川、戸野目川、面川が増水しまして、有田地区の安江二丁目というのは鍋底になってしまっていて、すぐ

に水がつかますが水がなかなか引けないという地区で避難場所が春日新田小学校に指定されていたので行ってみたら鍵がかかっている開かない。ちょうど日曜日でしたから。いろんな問題がありましたが、今回、こういうことがないようにしていただいたようでございます。先日も21日の防災訓練の時は市の職員の方がお二人見えて、早々に鍵を開けてということでやっていただきました。これも改善されております。先ほど一番最初に申し上げました防災士ということについても大切だと思うんです。特に津波等についての避難場所等も非常に高いビルがあるとか、建物があるという町内とかはよいのですが、そういうところがない人たちは逃げ場がない。まして橋を渡って指定された場所まで行かなければならないということになると問題が出てくる。その点では防災士の資格を持っている人たちは、資格を取るために勉強をしておりますので、こういうものをもっと増やしていったらいいのではないかと思います。

**【栗田副座長】**

ありがとうございました。この件について皆さんの御意見を伺いたいと思います。

**【小林（毅）委員】**

よろしいですか。余談なのですが、防災計画の中にあるのかもしれませんが、地域のお年寄りの個人情報を出せないということで、どの家にどの方がいて、いざとなったときに声をかけていいのかどうかという問題がありますよね。それを、新潟市の方だと思うのですが、町内会長が自分の権限で町内全部の区の人に呼びかけて「うちの町内は、個人がいいと言えば、全部聞いて名簿を作るよ」と言ってほとんどの人が賛成したので名簿を作ったんです。全市では無理だけど自分の町内のお年寄りを救うために本人さえよければ個人情報を作るようにしようという問題があったんです。それも自治というか自分たちの町内のお年寄りを守るためにそういうことは許可するんだと。市全体の個人情報条例の問題と町内のお年寄りを守るというバッティングがここで起きてきているんじゃないかと思うのですが、そんな問題もこの中に内包しているような気がするんです。だからどうしてほしいというわけではないのですが、やはり現実、そういう問題を克服していかなければならないと思ったんです。

**【野島委員】**

上越市の場合、ある程度、高齢者の方とかお一人暮らしの方とか病気の方とかという要援護者の名簿等については、調査はされているのですが、民生委員のところにしか行ってないんです。

町内会長のところとなるとプライバシーの問題があるからということで快く情報を提供していただけないというのが現状なんです。この辺りをどういうふうにしていくかということなんです。見捨てていいのか。助けられるのを見捨てていいのかどうかということです。

**【今井委員】**

参考までにですが、うちの町内は自己申告で「自分の家にはこういう人がいますよ」と書き出すんです。だから組長とか会長は「この家にはこういう人がいるからすぐ行って助けなきゃいけないね」ということは把握されています。

**【野島委員】**

それがどの程度まで情報を公開していいかという問題があるんです。そっちの方が問題です。実際に内容がどんなものか私は大体分かっているのですが、その方、本人がどういう病気でどんな薬を飲んでいるか、どこの病院に行っているか、家族はどうなっているかというところまでかなり詳細な調査ができています。それを例えば町内会に下ろした場合に町内会長だけだよとか町内会の主だった役員だけだよとかというところで歯止めをかけるのか。情報が漏れるということはプライバシーの問題に絡んでいて、市自体も踏み切れないのではないかと。その辺のプライバシーの問題と災害の時の要援護者の救出というのがどの辺までかみ合わせていくのかということをもっと検討されていかなければならないと思う。

**【海野委員】**

同じような話になるかと思うのですが、危機管理というときに今回の東北の震災でも問題になっていますが、超法規的措置というのかな。やはり今は個人情報なんかを、仮に大規模な災害のときは市長がトップに立つと思うのですが、そういうときには、例えば個人情報保護法があったから、この情報が出せないとか、今回の津波なんかもあります、田畑の転用は認められないから空き地に新しい家を建てられないとかいろんな問題がある。そういうところというものが危機管

理の条文の中にそこら辺の責任の明確化というのが読み取れない部分があるのですが、どこら辺まで対応できるものなのでしょうか。あくまでも法律にのっとったものでしか基本的にはできないのでしょうか、そういうのは常日頃、町内会長さんが見られてはいけないと思うのですが、万が一、そういうことが起きて、そういうことをしてもいいですよと発令というのができない。できるように進めていけないのか。

**【渡邊委員】**

恐らく上越市の中で危機管理のトップの会議があると思うんです。そこで決められていると思います。これが基本ですから。それを説明されたんじゃないですか。絶対どこでもあるはずですよ。大学でもあるわけですから。危機管理のトップがありますから。そのときは超法規的に全部集まりますから。そこからの指令が第一となっていますから。

**【海野委員】**

あえて、せっかく集められた情報というのは日常的に接する必要はないと思うのですが、あるときに確実に届けられるシステム作りというのが。

**【渡邊委員】**

ただ、いま日本の国で情報というのは、私たちがここで議論をして「こうなればいいな」という方向には行ってません。だからできないんです。政府が今、東日本でできない大きな理由というのはそこなんです。駄目です。反対する政党がありますから。

**【小林（毅）委員】**

私が言っているのは、もう少し小さい町内まで言っているんですよ。実際に旗を持って逃げるときに、町内会の小さい班が「あの下の家は」と知っている。ということは、その単位くらいの範囲で名簿を作って共有していく。逃げる旗と一緒に「あの家とあの家はいる」というそのくらいまでを上越市としては町内会長の権限で認めさせようよというくらいまで、この自治の中に置けないかという意味です。上を変えることは恐らく無理だと思いますので。私の聞いた町内会長は「俺の責任でとにかくやるんだ」と言っているんだけど、そういうレベルを現実救うためですから。

**【海野委員】**

「やるんだ」と言った後で平時に戻ったときに「あのとき、ああやったのはおかしいのではないか」と言うのは変な話なので、ハザードを作ってあげないと。

**【塚田課長】**

手元に資料がないのではっきりしたことは言えないのですが、私の記憶では条文の中に「市民の生命・財産を守るために緊急的に必要性がある場合に個人情報 を外部に提供できる」というのがあったと思います。その場合に運用で難しいのは、そういう状態になったときにできるということですから、洪水等であらかじめ危険が予知できる場合には、少し前にお出しするかと思うのですが、地震みたいにいつ起きるか分からないものに運用は非常に難しい一面があるので、それが今、課題になっているのではないかと。

それから条例の規定についてですが、個人情報保護法の関係ですが、町内会が本人の同意を得て、独自に情報を集められることについては、保護法も条例も制限はしていないと思います。それをやられるか、やられないかは町内会の判断で、ただそれを同意以外に勝手に外部や個人的に使うということであれば問題が出てくると思うのですが、同意の上で、その同意の範囲の中で、確か個人情報保護法や条例の中では制限していないと思います。

**【野島委員】**

今のお話で、いわゆる町内会という団体であった場合には、情報はある程度公開されているのではないかとのお話でありました。

**【塚田課長】**

公開ではないです。収集してもよい。

**【野島委員】**

収集してもよいという法律があるとするならば…

**【塚田課長】**

制限していないということです。実際にいろんな民間業者さんも顧客の情報を集めていますよね。アンケートを取って住所氏名を書かせたり。それと同じようなものだと思います。そこには当然、プレゼントに対する関係の用途にしか使いませんとか条件を付けて同意をもらっている。



**【小林（毅）委員】**

ということを町内会長全体会で意見交換して…

**【野島委員】**

今、初めて分かった。私は町内会長をしているのですが、町内会長協議会というのがあるのですから、そこでそういうことができるんだよということをして、上越市全体の町内会長協議会もありますし、地区町内会長協議会というのもありますし、その辺は市の方が指導をしていただければ。町内会長が全て「これはいい」とか知りませんから。特にプライバシー、プライバシーということが前に独り歩きしていますので、今の防災と関連があるような、ないような話をしていますが、町内のアパートに入っている人がどなたが入っているのか何世帯入っているのか分からないですよ。大家さんに聞いても大家さんも分からないんです。どうということだと聞いたら、全部、不動産会社に任せてあると。不動産会社に聞きますとプライバシーの問題で町内会長さんでもお教えすることはできません。もし何かあったらどうするのか、と揉めるとこなんです。

**【栗田副座長】**

これについては、皆さんいろいろ御意見があると思いますが、最終的に皆さんに判断をお願いしたいと思います。

今の話の続きは、これが意見書となった場合には、させていただきたいと思いますが、時間も経過しておりますのでこれについての結論を出したいと思います。

何らかの意見書としてまとめるべきとお考えの方は挙手をお願いします。

(3人の挙手)

それでは、このまま意見整理表として提出するという事で多くの方が思っているからこのままで提出としたいと思います。

次は、No.44、45、46地域協議会という細目になっているのですが、内容を見ると一緒ではなさそうなので、一つずつやっていきたいと思います。No.44について野島委員から説明があればお願いします。

**【野島委員】**

いわゆる地域協議会があるということについては、協議会だよりというものを作って、各地域の協議会の町内会の方へ回していますのでPRされているものの、

こういうメンバーでこういうことをしましたよという程度のものが1年に3回か4回程度しか回さないんですよ。その度に地域の人たちが地域協議会というものがあるということを忘れがち。だからそれを利用してどうのこうのと言うこともないし、これはオープンになっていますからお聞きいただいてもいいのですが、まず来られる方は報道関係の方だけというような状態なので、とりあえずPRがもっとされるべきだと考えています。

もう一つ、他の区で地域協議会委員の方がおられたらお聞きしたいのですが、地域協議会委員の方の選任なのですが、この問題について4月に改選がありましたが、このときに人数が揃わなくて〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんになっていただきたいというふうな状況で頭数を揃えているというのが状況なんです。「そういうことであれば、頼まれたから断りきれない」「断ったけど、どうしても引き受けなくてはならない」という状況が出てきているという方が実際におられます。失礼な言い方だけど、質が低下してきているということは事実なので。やる気のある人が出てくるのではないんです。こういう問題をもう少しどうしていくのか考えなくてはならないのかなと思っています。

**【栗田副座長】**

この件について意見のある方はお願いします。

**【川室委員】**

私の質はともかくとして、他に選任された方は二人いるのですが、やはり選任されるべくして選任されたという、非常に一生懸命で熱心でという方が少なくとも私たちの協議会です。

思うのは、意見に対する考え方のところは地域協議会の役割や活動内容を間断なく周知と書いてありますが、こんなことでは絶対に問題になる。協議会は自主的に自分でやりたい。そして今一番問題になっているのは、地域協議会がどんな使命を持っているか知らないでお入りになる。予算の分捕りだけ。地域活動支援事業のお金を取るために、利益誘導とか利益吸引の方ばかりが集まってしまって、特に2期に入ってからそういう人ばかりで何を使命としているかほとんどご存じないということで、むしろエントリーされたときに「こういうことですよ」と個人的にピンポイントでそれをお渡ししておかないと、なってからではほ

とんど聞く耳を持っていただけないという弊害もあるので、入口のところで網をかけていただきたいと思います。

**【野島委員】**

事務局にお聞きしたいのですが、地域協議会委員の選考の状況はどんな感じなのでしょう。4月に改選されましたよね。かなりメンバーが変わっているところもあります。委員の選出の仕方というのはあるのでしょうか、実際に定員割れしていて、なんとか頭数揃えなければならないということでそういうものの実態と言うのは役所の方で把握していらっしゃるのか教えてください。

**【塚田課長】**

今年の4月の改選の時に28区一斉改選というのが初めてだったのですが、定員を超過したところは残念ながらなかった。従って選任投票がなされなかった。定員丁度だったところが四つか、五つありました。それ以外のところは、いわゆる補充選任というか、市長が資格のある方の中からリストアップして就任をお願いしたというような仕組みで、定員まで委員の選任を行ったというのが実態です。選挙が行われたのが平成17年の合併直後の最初の地域協議会委員、合併前の町村の区域で行ったものですが、そのときにいくつかの区で選挙は行われましたが、2回目以降は、選挙は行われず定員丁度ということでございます。実際にはそうになっていますが、地域協議会委員のやりがい、魅力というのは、なかなか一般の方に伝わっていない。特に一昨年、昨年と地域事業費枠制度の見直しとか事務事業の総ざらいと市の方で大きな課題をやり、審議を委員にお願いをしたようなところもあって、それが結構負担感だったと言われて、更に地域活動支援事業の審査というようなところで、なかなか自主的審議をやる時間がないというようなことからやりがいがないという意見をいただきました。我々の方もそこら辺は心配したところではございますが、中を分析してみますと新たな方が就任されているのもありますし、1回目は町内会長さんがおられたり、失職された議員の方がおられたりといった、ある程度そういう分野に詳しい方々が入っておられたと。今回はそこら辺の比率が大きく変わりました。いわゆるそういう経験のない方も割合が上がってきているというところもあります。全般では低調ですが、内容的には少し質が変わってきているかなというような認識を持っています。

**【海野委員】**

例えば、地域協議会の構成員とかは、前に出た審議委員会とかの構成をするときに男女比率をどうこうとか世代がどうこうとか、そういう規定というのはないのですか。どれくらいの割合で入れなくてはいけないとか。

**【塚田課長】**

地域協議会委員については公募公選制ということで、いわゆる立候補制といえますか、それを取っていますので定数を決めているだけで男女比とか年齢構成とか一切そういう制限を持っていません。

**【海野委員】**

逆に決められない。そういうものはできないのですか。

**【塚田課長】**

公募公選制ですから、定員以上の人が手を挙げてくれば選挙になりますし、定員丁度でしたら、よっぽど不適合がない限り市長は選任しますので、そこについては市の方から恣意的に構成を変えることはできません。

ただ、補充選任の場合には、ある程度、なるべく女性の比率を上げたいとか年齢もいろんな階層になるというところを配慮して選んではいますが、なかなか女性の方や若い方についてはお願いをしても了解をもらえないという障害があります。

**【野島委員】**

比較的、協議会は女性の方の比率は多いですよ。そうでもないですか。私のところだけですかね。私のところは5人いらっしゃって副委員長2人が女性です。

**【海野委員】**

もう一つあるのですが、地域協議会というと特に有田地区、下源入とか下門前とか増えてくるじゃないですか。その数、構成の仕方というのが変わらずにいたりすると大変だと思うんですよ。

**【野島委員】**

それは、何世帯以上あったら何人というのがあってと思います。

**【海野委員】**

加えて例えば、そういう住宅に入ってこられた方々というのが何十世帯も来て

いる。そういう人たちと、地元で元々いる人が集まって、当然対象ですから話し合うとなかなかそういうところ、誤解を招くかな、そういうところに参加しづらいというのが実際にあたり、様子が分からないとか、地域の雰囲気というのが分からなかったりもあたりする。分けるという意味ではなく、渡邊委員が前に言ったのですが、「協議会の枠組みというは変えられない」、区分けというのですかね。今の条例文の中では変えられないとかというのがあたりする。そういうのももう少し柔軟に、例えば今まで協議会が有田地区だったら一つだったのを二つに分けることというのが、今の条例の中にできるかどうかというのが、もしかしたらできないのかもしれないし、そういうところもあるとちょっと身近になっていくのかなと思う。他の地域でもあるかどうか分からないですが。それを地域協議会自体が区分けができないとするのが問題なのかなと。

**【塚田課長】**

まず、分けられるか分けられないかというお話からすれば、地域自治区の設置に関する条例ということで区域を指定していますので、その条例を改正すれば分けることはできます。今、設置している区域というのは、旧町村のエリアを自治区として決めてあります。合併前の上越市の15については、いろいろ市民説明会の中で案を出していただいた中で基本的には地域のつながりがある範囲ということで昭和の大合併の時の旧町村の範囲となっています。ただそこで一つ違ったのが谷浜と桑取がそれぞれ別に提案したのですが、地域としては、それぞれ人数が少なすぎるということから合体した格好で自治区を設置した方がいいという御意見があったので、その辺については、16から15に変わったという経緯があります。

今言われたように区画整理等で新しい団地ができたりして、非常に人口の集積の度合いが変わってきているところもありまして、将来、地域の皆さん方が人口が多すぎて一体としての活動が難しいという御意見があれば、検討の俎上そに載ると思うのですが、決めたときには昔からのつながりや地縁のつながりを配慮して決めていますので一方的に人口が増えたから半分にしようというような議論はちょっとできないかなというふうに思います。

**【栗田副座長】**

時間も迫っているので、これについてはここで打ち切らせてもらって、意見書で提出するというのであれば、もう一度、話し合いたいと思いますが、まずこれを意見書にするべきかどうかということについてお諮りをしたいと思います。

意見書ということで賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

それではNo.44についてもこのまま報告ということで決めたいと思います。

ここからNo.45、46といきたいところですが、二つとも△ですので、もう少しだったのですが、お約束の時間が2時間ということで最初にお話をしていますので延長をすることなく、No.44までということにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(よしの声)

事務局から今日のまとめということで報告をお願いします。

#### 【柳澤主任】

それでは、今日の会議で決めていただいた結果を御確認させていただきます。番号順に進めさせていただきます。

No.10は、意見整理表での報告ということになりました。

No.11は、横山座長が御欠席ということで次回の審議に回すことになりました。

No.12、13、14、16、17、18、19、21、22ここまで全部、意見書に整理表を添付して報告ということになりました。

それからNo.26パブリックコメントについては、指摘事項として意見書に掲載することになりました。

No.30、31については、整理表を添付して市長に報告ということになりました。

No.35人権のところにつきましては、意見整理表に川室委員にお出しいただいた意見を追加した上で、整理表を添付して報告ということになりました。

No.36、37につきましては、整理表を添付して報告ということになりました。

No.38、39については、23から25までと54の委員公募に関する指摘事項と併せて、意見書に指摘事項として掲載をまとめてするということになりました。

No.43、44につきましては、整理表を意見書に添付して報告ということになりました。

それからNo.51、52、53、55につきましては、整理表を添付して報告ということになりました。

本日、協議していただいたものについては以上です。

**【栗田副座長】**

ありがとうございました。確認をしたとおりですのでよろしくお願いします。

一応、次回が本来は意見書の内容を協議をするということでありましたが、残り少しありますので、その協議からするということになります。さらに、先ほどお話をしました前回の資料No.5の市民からの意見と協議会からの意見についても次回へ回していきたいと思います。今回はそれらを終えた後、意見書として提出する指摘をしていく部分について意見交換をすることになりますので、事務局の方で大変恐縮ですが、これまでの審議についてまとめていただいて、それらをもって話し合いたいという形にいたしますのでよろしくお願いします。

次第「3 その他」ということで事務局から何かありましたらお願いします。

**【塚田課長】**

回りの第6回の日程でございますが、11月14日（水）午後2時から。場所は前回の会議と同じで隣になりますが第2委員会室で開催させていただくことになっておりますのでよろしくお願いします。以上です。

**【栗田副座長】**

皆さんの方から何かありましたらお願いします。

**【増田委員】**

市民からいただいた意見についてやると言ったのですが、時間がなくてやらないようですが、この意見の内容を見ますと今、私たちが公募委員とか審議会といったところと全く一緒なので意見書の中に含めてこれを考慮するという扱いでいかかかと思っています。

もう一点の私から提案をしてあります地域協議会に対して、ある程度の説明をすべきということについては、事務局の方で検討というふうなことになっていたと思いますが、どのようにお考えか、そこだけお願いします。

**【栗田副座長】**

まず一点目の市民からの意見についてですが、内容を皆さんご覧になっていると思いますが、これは前回から本日やった内容とかぶっている部分もあるということでこれについては、意見書の協議の中に入れてするというのでいきたいと思いますが、それについては御了解いただけますか。

(よしの声)

それからもう一点は、地域協議会の方について、どういう取扱いになっているか事務局の方でありましたらお願いします。

**【塚田課長】**

増田委員から前々回のときに「地域協議会の方にもこの条例の見直しについて意見を聴いたらいいのではないか」というようなお話がありましたが、これにつきまして内部で検討させていただきましたが、この市民会議の中にも地域協議会の代表ということで我々の方で選任させていただいた方もおられます。公募でもたまたまですが、協議会の方もやられている方もおられますので、そういう意味では、意見をお聴きしていることに変わりないと思いますし、今回ホームページでも全市民に対して意見をお聴きしておりますので、改めて地域協議会の皆様に意見をお聴きすることはしないということで整理させていただきたいと思います。

また、委員自体の条例の認知が不十分だという御意見もありましたので、今後、機会を捉えて、年に何回か研修会もありますし、各区ごとに研修の場も設けておりますので、そういう機会を通じまして条例の周知を図っていく必要があると思っていますので、それについては今後チャンスを見つけてやっていきたいなと思っています。

**【増田委員】**

市民意見について、ホームページと言いましたが、ホームページに載せたのは広報に「ホームページに載っていますよ」という、それさえも載っていないんです。市民意見が何で載ってきたかというところと新聞報道があつて、そういう募集をしているんだなと知って、それで市民意見が挙がってきた。

**【足利係長】**

広報に載せています。



**【増田委員】**

載っていましたか。

**【足利係長】**

載せています。新聞にも載っています。

**【増田委員】**

それは、見落としていました。報道の新聞に載ったというのは、これは行政としての一つの手法ではありませんので、意識的に情報提供したとしても新聞に載せたからいいということではないので、そこら辺は市民周知の方法として考慮をお願いしたいと思います。今の地域協議会の件は、おっしゃられましたように地域協議会の委員の方にこのことを知っていただくという意味では非常に意味があるわけです。私たちは、ここに出ている地域協議会委員の皆さんは、地域協議会委員を代表して出てきているわけではなくて、立場として参考までに意見を述べているわけで他の皆さんは違ういろんな意見をお持ちだと思うんですよ。そういうことも含めて少なくとも知ってもらう手立てをする必要があるんじゃないかというふうに思います。意見が聴けないとすれば、こういうのがありますよ、こういうことをやっていますよ、とお知らせ的にお知らせをするとか、そういうふうなことも考えて、これを非常に一つの良い機会だと思うんです。何かのきっかけがないと、これがありますよと言っても分からないので、こういうきっかけを捉えてお知らせをすると、意見を聴かなくてもいいからお知らせをする工夫を考えていただければというふうに思っています。

**【栗田副座長】**

そういうことで検討をしていただきたいと思います。

他に御意見のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

それではお疲れ様でした。以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。

**9 問合せ先**

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL:025-526-5111(内線 1429)

E-mail: jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

**10 その他**

別添の会議資料も併せてご覧ください。